職員各位

危機管理室

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針 (BCP)」の改訂及び レベルの引き上げについて

令和2年4月24日付けで策定しました「新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動 指針(BCP)」について、別添のとおり改訂しましたので、お知らせします。

なお, 今後も状況に応じて, 随時見直しを行うこととしています。

また、本学関係者に罹患者が発生し、感染拡大防止及び安全配慮の観点から必要と認め、 さらに、市内の感染拡大状況を鑑み、本日から、現行のレベル1から『レベル2』に引き上 げることとします。

		レベル	研究活動	授業(講義・演習・実習)	学生の課外活動	会議等(研修・説明会を含む)	勤務体制	学外者の入構管理
0	通常							
1	制限(小)	ど、感染拡大防止及び安全配慮	○感染拡大に最大限配慮して、研究活動を行うことができるが、学生・研究員・研究スタッフ(以下、「研究室関係者」という。)は、密閉する、密集する、近距離での会話等を行う環境になっていないかを確認し、可能な限り現場での滞在時間を減らす。	○感染拡大防止措置を講じた上で、対面で実施する。 ○オンライン授業を積極的に利用する。	慮した上での許可とす	〇テレビ会議やメール等による書	等を活用し、感染拡大防止措置を講じる。 〇安全確保の観点から、	〇製薬会社・MR等の学外者(以下、「学外者」という。)の入構は、原則禁止とする。 〇ただし、本学から依頼を受けた場合に限り、感染拡大防止措置を講じた上での立入を認める。
2	制限(中)	ら、平日の自宅待機その他の行動規制に関する要請があった場	○現在進行中の実験、研究を継続するために、必要最小限の研究室関係者のみ短時間の立ち入りを許可する。 ○新規の実験は始めない。	〇オンライン授業を中心に実施する。 〇一部の演習、実験、実習等は感染拡大防止措置を講じた上で対面で実施する。		○感染拡大防止措置を講じた上で、対面会議を行う。 ○可能な限り、テレビ会議やメール等による書面会議へ移行する。	感染拡大防止措置を講じる。 〇安全確保の観点から、 一部の職員に対して在宅 勤務等を命じることがあ	〇学外者の入構は、原則禁止とする。 〇ただし、本学から依頼を受けた場合に限り、応 染拡大防止措置を講じた上での立入を認める。 その際、各部署は学外者に対し、健康状態や行動履歴の確認等を行う。
3	制限(大)	策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき、緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき区域としたことにごさ、北海道知事から、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことの他の新型コロナウイルスの感染の防止に必要な協力を要請	〇以下の研究スタッフ(事情によっては大学院生・研究員も可)のみ研究室への立ち入りを許可する。ただし、可能な限り交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止する。(1)中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ(2)進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ(3)生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ	〇授業はオンラインのみで実 施する。	〇全面禁止とする。	〇原則、テレビ会議やメール等に よる書面会議により実施する。 〇ただし、大学運営上必要最低限 の会議等や秘匿情報等を取扱う会 議等は、感染拡大防止策を講じた 場合に限り、対面会議も可能とす る。	柔軟化を行い、大学機能 を最低限維持するための 業務のみ行う。 〇感染拡大防止及び安全 配慮の観点から、職員に 対して在宅勤務を命じる ことがある。	〇学外者の入構は、原則禁止とする。 〇ただし、本学から依頼を受けた場合に限り、感染拡大防止措置を講じた上での立入を認める。その際、各部署は学外者に対し、健康状態や行動履歴の確認等を行う。
4	活動の原則 停止		○大学機能を最低限維持するため、部局長など組織代表者の許可の下、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみ立ち入りを可能とする。ただし、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止する。	○全ての授業を休講とする。	〇全面禁止とする。	○会議等は原則延期又は中止とする。 ○ただし、大学運営上必要最低限の会議等や秘匿情報等を取扱う会議等は、感染拡大防止策を講じた場合に限り、対面会議も可能とする。	員のみ出勤とする。	○学外者の入構は、原則禁止とする。 ○ただし、大学施設の維持管理のため、本学に場合に 技術を受けた場合に措置を 依頼を受けた場合に措置を り、感染拡大防止措置を 講じた上での立入を認める。 その際、各部実は 外者に対し、健康状態 行動履歴の確認等を行 う。